

「もうひとつの京都」多言語Webサイトの新規構築及び管理・運用業務
委託プロポーザル募集要領

1 趣旨

「もうひとつの京都」多言語Webサイトの新規構築及び管理・運用業務の委託にあたり、次のとおり企画提案（プロポーザル）を募集する。

2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務の名称

「もうひとつの京都」多言語Webサイトの新規構築及び管理・運用業務委託

(2) 業務の内容

別紙「企画提案仕様書」による

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

33,625千円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から契約締結の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 労働関係法令の違反により、労働行政機関から指導・勧告を受け、是正が図られていない者でないこと。

4 参加手続

(1) 応募書類の提出期間、提出先及び提出方法

ア 提出期間：令和2年4月8日（水）から令和2年4月15日（水）まで

※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先：一般社団法人 京都山城地域振興社（以下、「お茶の京都DMO」という。）

〒611-0021 京都府宇治市宇治乙方7-8 京阪宇治ビル2階

電話 0774-25-3239 FAX 0774-25-3238

メールアドレス dmo@ochanokyo.to.jp

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和2年3月25日（水）から令和2年4月15日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所

上記（1）の提出先で配布するほか、お茶の京都DMOホームページ（<https://ochanokyo.to.jp/news/>）からダウンロードできる。

5 企画提案書作成に関する質疑応答

(1) 質問期限：令和2年4月1日（水）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便又は電子メールにより、上記4（1）の提出先に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「『もうひとつの京都』多言語Webサイトの新規構築及び管理・運用業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和2年4月7日（火）午後5時までに回答する。

(5) 回答方法：お茶の京都DMOホームページ（<https://ochanokyo.to.jp/news/>）に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

別紙「企画提案仕様書」のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 一次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等について、評価基準に基づいて審査を行う。

イ 結果通知日 令和2年4月23日（木）までに通知する。

ウ 6社以上から企画提案書等の提出があった場合は、一次審査（書類審査）で選考した上で、5社程度によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。一次審査の結果については、メールにて通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 一次審査の結果に基づき、提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

イ 開催日時 令和2年4月20日（月）～4月24日（金）の間で指定する日

ウ 開催場所 別途指定する。

エ 評価方法

企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、上記（3）エの総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金

額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ 上記ア、イに関わらず、総合点が68点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が上記2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方の候補者に選定された者とお茶の京都DMOとの間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。ただし、受託者から前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の3割に相当する額の範囲内で前金払をするものとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1者につき1提案に限る。

(2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、お茶の京都DMOから指示があった場合を除く。

(3) お茶の京都DMOが必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(6) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。